

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 1 日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第 34 号

上尾市水道事業の設置等に関する条例及び上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 上尾市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年上尾市条例第 2 6 号）第 6 条
- (2) 上尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年上尾市条例第 4 1 号）第 5 条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。